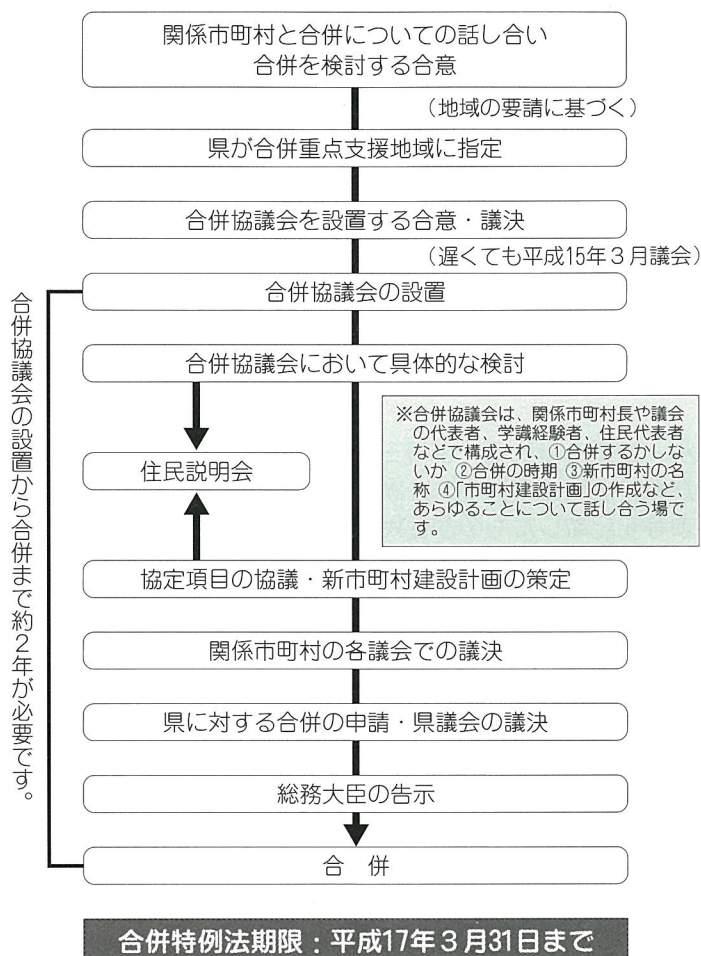


市町村合併の手続きの流れ



☆合併特例法により支援措置を受けることができる期限は、平成17年3月までです。

国では、平成7年に「市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という）」の改正を行いました。この法律改正では、市町村合併への住民の参画を促すための制度の創設等、

市町村合併を進めるためのいろいろな制度を設けたほか、その後の改正では、合併をした市町村に対する財政支援等の特例措置をさらに手厚いものとしています。この法律により支援を受けることのできる期限は、平成17年3月までです。この期限内に合併を行うためには、今、真剣に市町村合併というものを検討しないと間に合わなくなってしまう

うことから、現在、全国のいろいろな地域で合併についての検討が行われています。また、国や千葉県では、市町村合併を推進するため、合併をした市町村だけでなく、合併の検討を行う市町村についても、財政的な支援をはじめとする、さまざまな支援をすることとしています。

合併重点支援地域の指定 — 県内の状況 —

平成13年11月26日
野田市・関宿町
平成14年3月25日
安房郡市11市町村
平成14年6月10日
夷隅郡市6市町村

市町村合併は、みんな考えていくことが大切です。

市町村合併について考えるということは、私たちが生まれ、育ち、そして暮らしている光町の将来を考えることです。市町村合併の主役は住民のみなさんです。一人ひとりが関心を持ち、積極的に考えてみましょう。

町でも、合併に関する判断材料をみなさんに提供しつつ、検討を進めていきたいと考えています。

今後とも広報紙などを通じて市町村合併に関する情報を随時お伝えしていく予定です。

は、これを基礎としてさまざまな財政支援措置を受けられることとなります。

◇合併特例法

この法律は市町村の合併について、中立的な立場から合併をめぐる障害を除去することを目的としています。

具体的には、合併直後の一定期間は、市町村の議員数を法律で定められた数より割り増した定数を認める「定数特例」や、合併直後に選挙をせず、合併前の議員が一定期間、新市町村の議員として在任することを認める「在任特例」、合併後の一定期間、合併前の市町村課税方式を引き継ぐことを認める「地方税の不均一課税」、合併年度及びこれに続く10か年度は、合併前にそれぞれの市町村に交付されていた交付税を保障し、その後の5か年度については、段階的に縮減される「合併算定替」などがあります。